

今月の税務トピックス

(少額な減価償却資産を取得した場合の特例制度の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産（例：建設用足場、ドローン及びLED照明など）を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用（オペレーティングリース）に供する節税スキームが税務調査の現場において問題視されていました。

令和4年度税制改正では、課税の適性化を図る観点から、少額な減価償却資産を取得した場合の特例制度の対象資産の見直しが行われました。

本稿では、その改正前制度の概要及び改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正前制度の概要

1 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満である少額の減価償却資産について、その取得価額全額を事業の用に供した日の属する事業年度の損金の額に算入できます（法令133）。

2 一括償却資産の損金算入

取得価額が10万円以上20万円未満である一括償却資産について、その取得価額の合計額をその事業年度以後の各事業年度の費用又は損失の額とする方法を選択したときは、その事業年度以後において損金算入限度額（取得価額の合計額の1/3相当額）に達するまでの金額を事業の用に供した日の属する事業年度の損金の額に算入できます（法令133の2①）。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産（上記1及び2の規定の適用を受けたものを除きます。）で平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得等したもので、取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの金額を事業の用に供した日の属する事業年度の損金の額に算入できます（措法67の5）。

II 令和4年度改正

1 適用要件の見直し

上記I 1から3に掲げる規定の適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供される資産が除外されます（法令133①②、133の2①③、措令39の28②③）。

2 主要な事業として行われる貸付の判定

上記II 1における適用対象資産から除外されるか否かの判断において、次に掲げる貸付

けは、主要な事業として行われる貸付けに該当するものとされます（法規27の17①、27の18、措規22の18）。

- ① 内国法人がその内国法人との間に当事者間の関係、法人相互の関係等がある法人の事業の管理及び運営を行う場合におけるその法人に対する資産の貸付け
- ② 内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者のその資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け
- ③ 繙続的にその内国法人の経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け
- ④ 内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

3 適用除外

資産の貸付け後に譲渡人その他の者がその資産を買い取り、又はその資産を第三者に買い取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合（その貸付けの対価の額及びその資産の買取りの対価の額の合計額がその当該資産の取得価額のおおむね90%相当額を超える場合に限ります。）におけるその貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとされます（所規34の2②、法規27の17②）。

4 適用期限の延長

上記I 3の規定の適用期限が令和6年3月31日（改正前：令和4年3月31日）まで2年延長されます（措法67の5①）。

III 適用関係

前述したIIの改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります（令和4年改正法附則39、令和4年改正法令附則9、14）。

おわりに

地方税における償却資産税の定義においては、上記I 1及び2の規定は課税客体としない旨が記載されています（地方341四、地令49）。

令和4年度地方税の改正では、この定義の改正が行われていませんので、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供された資産は、償却資産税の課税対象とされますので、実務上留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。